

番号	区分	資料名等	頁	第1	1	(1)	①	ア)	質問内容	回答	備考
1	質問	業務委託契約書(案)							本業委託契約書は(案)とありますが、業者選定後に事業者と市において内容について協議の場があるとの認識でよろしいでしょうか。	協議の場はあります。ただし、契約内容に関する変更は致しません。	
2	質問	業務委託契約書(案)	2	第1条					仕様書(本事業の実施要項等及び事業者提案、常滑市新学校給食共同調理場整備事業の成果物をいう。以下同じ。)とありますが、成果物とは「委託業務」という理解でよいでしょうか。	成果物とは、本委託業務の履行を示すもの及びその過程の作業を示します。 なお、「業務の履行」を示すものとは、業務報告書を毎月及び四半期(3か月)毎、年毎に業務報告書を作成し、市に提出することになっており、その報告書を示します。ただし、市の承認を得たものに限りません。	
3	要望	業務委託契約書(案)	2	第1条	2				受注者は、開業準備・維持管理・運営業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。とありますが、下線部を「業務を履行し」に変更いただけませんかでしょうか。	変更しても構いませんが、別途優先交渉権者と協議して決めます。 ただし、「業務を履行」するとは、業務報告書を毎月及び四半期(3か月)毎、年毎に業務報告書を作成し、市に提出することになっており、その報告書等で正しく業務を履行していると市が認めた場合に限りません。	
4	要望	業務委託契約書(案)	2	第1条	4				発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者が第8条の規定により(以下省略)とありますが、下線部を削除していただけませんかでしょうか。施設の完成後からの業務のため、ご検討をお願いします。	成果物とは、本委託業務の履行を示すもの及びその過程の作業であり、削除又は変更できません。 「業務の履行」を示すものとは、業務報告書を毎月及び四半期(3か月)毎、年毎に業務報告書を作成し、市に提出することになっており、その報告書について市の承認を得たものに限りません。	
5	質問	事業契約書(案)	3	第4条	1	(5)			契約保証金の納付に代えて履行保証保険契約を締結することについて、構成企業が複数社にわたる場合には、構成企業各社が各々の受託金額について履行保証保険を付保し、合計額が事業契約書(案)に定める契約保証金額と一致していればよい、との理解でよろしいでしょうか。	分担は認めません。 履行保証保険契約は一括でお願いします。	
6	要望	事業契約書(案)	3	第4条	2				保証金額又は保険金額は、業務委託料の10分の1以上とありますが、業務委託料のうち、年額の委託料の10分の1以上に変更頂けないでしょうか。	変更できません。 ただし、他の委託業務契約ではほとんどの場合、「常滑市契約規則」第34条第1項第3号により、契約保証金の納付を免除しています。	
7	要望	業務委託契約書(案)	4	第5条	2				「2 受注者は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。」の全文を削除いただけませんかでしょうか。事業者は施設の所有権を有しておりません。そのため質権の設定することはありません。	No4と同様です。	
8	要望	業務委託契約書(案)	4	第7条	2	(1)			(1)発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者等に対する業務に関する指示とありますが、下線部が「業務を履行するため」という意味合いでしたら、条文の変更をお願いします。	No3と同様です。	

番号	区分	資料名等	頁	第1	1	(1)	①	ア)	質問内容	回答	備考
9	要望	業務委託契約書(案)	8	第21条					成果物の引渡し前に、 <u>成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害</u> とありますが、下線部を削除いただけませんか。施設の引渡し後からの業務のため、不要ではないでしょうか。ご検討をお願いします。	No4と同様です。	
10	要望	業務委託契約書(案)	8	第23条					不可抗力による施設の損傷は、所有者である市側リスクであることから、第23条は全文削除していただけませんか。	No4と同様です。	
11	要望	業務委託契約書(案)	8	第23条					成果物の引渡し前に、天災等(以下省略)とありますが、下線部が「 <u>施設の引渡し前</u> 」という意味合いでしたら、条文の変更を検討いただけませんか。	No4と同様です。	
12	要望	業務委託契約書(案)	9	第25条					受注者は、業務を完了したときは、その旨及び <u>成果物の引渡し</u> を発注者に通知するとともに、 <u>成果物を納入しなければならない</u> 。とありますが、業務は施設の完成となるため、下線部は不要ではないでしょうか。下線部の削除をご検討ください。	No4と同様です。	
13	要望	業務委託契約書(案)	9	第25条	3				3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した日をもって <u>成果物の引渡しを受けなければならない</u> 。とありますが、「 <u>業務の引継ぎを受けなければならない</u> 。」という意味合いでしたら、下線部の条文変更を検討いただけませんか。	No4と同様です。	
14	要望	業務委託契約書(案)	10	第29条					(引渡し前における <u>成果物の使用</u>) 第29条発注者は、第25条第3項の規定による引渡し前においても、 <u>成果物の全部又は一部</u> を受注者の承諾を得て使用することができる。とありますが、成果物は「 <u>本施設</u> 」という意味合いでしたら、下線部の条文変更を検討いただけませんか。	No4と同様です。	
15	要望	業務委託契約書(案)	10	第29条	3				発注者は、第1項の規定により <u>成果物の全部又は一部</u> を使用したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。とありますが、成果物は「 <u>本施設</u> 」という意味合いでしたら、下線部の条文変更を検討いただけませんか。	No4と同様です。	
16	要望	業務委託契約書(案)	10	第30条					発注者は、 <u>成果物に契約の内容に適合しないもの</u> (以下「 <u>契約不適合</u> 」という。)があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその <u>成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完</u> を請求することができる。とありますが、前段下線部の成果物は「 <u>業務</u> 」との意味合いでしたら、変更をお願いします。 また、後段下線部は「 <u>その業務の改善及び代替え作業による業務履行</u> 」という意味合いでしたら、条文の変更をご検討いただけませんか。	No4と同様です。	
17	要望	業務委託契約書(案)	10	第30条	3	(3)			(3) <u>成果物の性質又は当事者の意思表示により</u> 、(以下省略)とありますが、下線部の成果物は「 <u>業務</u> 」という意味合いでしたら条文の変更をお願いします。	No4と同様です。	
18	要望	業務委託契約書(案)	12	第34条	1	(2)			この契約の <u>成果物を完成させることができないことが明らかであるとき</u> 。とありますが、下線部が「 <u>業務を履行する</u> 」という意味合いでしたら条文の変更をお願いします。	No4と同様です。	
19	要望	業務委託契約書(案)	12	第34条	1	(3)			受注者がこの契約の <u>成果物の完成の債務の履行</u> を拒絶する意思を明確に表示したとき。とありますが、下線部が「 <u>業務の履行</u> 」という意味合いでしたら条文の変更をお願いします。	No4と同様です。	

番号	区分	資料名等	頁	第1	1	(1)	①	ア)	質問内容	回答	備考
20	要望	業務委託契約書(案)	12	第34条	1	(4)			引き渡された <u>成果物</u> に契約不適合がある場合において、その不適合が <u>成果物を除却</u> した上で再び業務を行わなければ、(以下省略)とありますが、前段の下線部は、「 <u>履行された業務</u> 」と変更していただけませんか。後段の下線部は、「 <u>すべての業務を解除</u> 」と変更していただけませんか。	基本的には、No4と同様ですが、別途優先交渉権者と協議して決めます。	
21	要望	業務委託契約書(案)	12	第34条	1	(6)			契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。とありますが、下線部が、「 <u>業務</u> 」という意味合いでしたら条文の変更をお願いします。	No4と同様です。	
22	要望	業務委託契約書(案)	15	第41条	1	(1)			(1) 履行期間内に <u>成果物を完成</u> することができないとき。とありますが、下線部が「 <u>業務を開始</u> 」という意味合いでしたら条文の変更をお願いします。	No4と同様です。	
23	要望	業務委託契約書(案)	15	第41条	1	(2)			(2) <u>この成果物</u> に契約不適合があるとき。とありますが、下線部が「 <u>当該業務</u> 」という意味合いでしたら条文の変更をお願いします。	No4と同様です。	
24	要望	業務委託契約書(案)	15	第41条	1	(3)			(3) 第33条又は第34条の規定により、 <u>成果物の完成後にこの契約が解除されたとき</u> 。とありますが、業務は完成後から開始されますので、(3)を削除願います。	No4と同様です。	
25	要望	業務委託契約書(案)	15	第41条	2	(1)			(1) 第33条又は第34条の規定により <u>成果物の完成前にこの契約が解除された場合</u> とありますが、「 <u>業務の履行前に</u> 」に変更していただけませんか。	No4と同様です。	
26	要望	業務委託契約書(案)	15	第41条	2	(2)			(2) <u>成果物の完成前に</u> 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合 とありますが、「 <u>業務の履行前に</u> 」に変更していただけませんか。	No4と同様です。	
27	要望	業務委託契約書(案)	16	43条	1				発注者は、 <u>引き渡された成果物</u> に関し、第30条第1項の規定による履行の追完又は損害賠償の請求、業務委託料の減額請求又は契約の解除(以下、この条において「請求等」という。)は、第25条第3項又は第4項の規定による <u>引渡しを受けた日から3年以内</u> に行わなければならない。とありますが、前段の下線部は「 <u>履行された業務</u> 」、後段の下線部は、「 <u>業務の履行を完了した日から</u> 」という意味合いでしたら条文を変更した頂けませんか。	No4と同様です。	
28	要望	業務委託契約書(案)	16	43条	2				2 発注者は、 <u>成果物の引渡しの際に</u> 契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該請求等を行うことはできない。とありますが、下線部が「 <u>業務の履行完了の際に</u> 」という意味合いでしたら、条文を変更した頂けませんか。	No4と同様です。	
29	要望	業務委託契約書(案)	16	43条	3				3 第1項の規定は、 <u>成果物の契約不適合が仕様書の記載内容、発注者又は監督員の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない</u> 。(以下省略)とありますが、下線部が「 <u>履行された業務の</u> 」という意味合いでしたら、条文を変更した頂けませんか。	No4と同様です。	
30	質問	事業契約書(案)	18	別紙1	2				業務委託料の支払方法は四半期ごととありますが、見積価格計算書の年度ごと見積額を4等分との認識でよろしいでしょうか。もしくは契約金額の40等分(4半期×10年)でしょうか。	令和6年度及び令和16年度を除き、見積価格計算書の年度ごとの見積額を、4等分し四半期ごとに支払う予定です。	

番号	区分	資料名等	頁	第1	1	(1)	①	ア)	質問内容	回答	備考
31	質問	業務委託契約書(案)	18	別紙1	2				契約形態が実施要項4ページの図の左側「維持管理・運営コンソーシアム」の場合、業務委託料の支払い方法で、支払先は代表企業1社でしょうか、あるいは代表企業と構成企業のそれぞれに振り込みでしょうか。	代表企業もしくは本事業の維持管理・運営業務のために設立するコンソーシアムが指定する取引金融機関の1口座への支払になります。	
32	質問	業務委託契約書(案)	22	別紙2	4				モニタリングの結果により減額等の対象となる支払いは、維持管理業務及び運営業務の業務委託料とする。とありますが、P20.2(1)表の対象業務にのみペナルティが発生し、減額になるとの認識でよろしいでしょうか。	減額対象はご理解のとおりです。減額の対象となる業務は、P20/1/(4)の表のとおりです。減額対象とならない開業準備業務においては、仕様書及び提案書の内容に沿って遵守していただきます。	